

Title	リンガジャティ協定について(3) : 東南アジアのナショナリズム問題の一例としてのインドネシアの独立とオランダとの関係
Sub Title	Linggadjati agreement (3)
Author	矢内原, 勝
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1953
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.46, No.6 (1953. 6) ,p.472(64)- 483(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19530601-0064
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530601-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19530601-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### リンガジャティ協定について (3)

東南アジアのナショナルリズム問題の一例としてのインドネシアの獨立とオランダとの關係

矢内原 勝

8 協定履行の失敗より警察行動に至るまで

A 協定の具體的違反

B オランダの實力行使の決意の背因

9 結論に代えて

8 協定履行の失敗より警察行動に至るまで

A 協定の具體的違反

以上三つのリンガジャティ協定の言葉の解釋の相違の上に、この協定を廻つて具體的な衝突が生じた。オランダ、インドネシア双方が、相互に、相手方をこの協定違反として非難しているのである。

まず、共和國側の指摘するオランダ側の協定違反は次のようなものである。

第一、オランダのインドネシアに對する分離運動、これにつ

いては前章において既にかなり詳細に觸れた。共和國側は、このオランダの運動をリンガジャティ協定一般、特に第二條の精神の違反とみた。例えばボルネオの獨立は民主的過程による決定に基づかず、オランダの干渉が甚しいとする。又、パスンダンの獨立は、もともと西ジャバの共和國領と認められている地域における事件である。このパスンダン事件は、オランダは實力の使用の正當化のために政治的術策を用いるかもしれない、という恐れを共和國側に植えた。

第二、軍事面についての違反。オランダのパトロールは常に、オランダとインドネシアの境界線を犯した。リンガジャティ協定調印一週間前の三月十七日に、オランダ軍は東ジャバのストラバヤ周邊の境界線を公然と犯し、共和國領の都市モジョケルト (Modjokerto) を占領するという事件が起つた。オランダ側によれば、この行動の理由はストラバヤ周邊の米穀生産地帯が堤防決壊で浸水したことであつた。共和國がしようともしないし、できもしない堤防修復と、約七千エーカーの米の收穫をより以上の浸水と破壊から防ぐために、即時の行動が必要だつたという。この理由は正當だつたが、しかしインドネシア人は、一九四六年十月十四日の休戦協定の圖々しい違反とみたのである。かくてマジョケルト事件は、オランダは實力の使用の正當化のために經濟的事情を用いるかもしれない、という恐れを共和國側に植えたのである。

第三、經濟的問題。オランダ海軍の共和國の港の封鎖は協定

調印後も實行され續けた。一九四七年、一月二十八日に、共和國港における輸出入すべては、オランダ海軍、或いはバタヴィアのオランダ商工省 (Dutch Department of Economic Affairs) により検査と許可をうけなければならないことが定められた。禁制品の範疇には、武器の輸入のみでなく、もとオランダ人とその他のヨーロッパ人所有の農園 (estate) の生産物とみなされるものの輸出が含まれた。つまり、戦前大部分ヨーロッパ人とオランダ人所有の農園から生産された、ジャバのゴム、キニーネ、砂糖、アバカ、シサル麻のような生産物は、外見では (prima facie) 未だ、前の農園所有者によつて所有されていると假定され、その物資の生産期日は考慮されなかつた。したがつて外見上の農園生産物を積んでいる船は、すべてオランダ海軍に抑えられたのである。

之に對してオランダの共和國側の協定違反として攻撃する點は次のようなものである。

第一、インドネシア共和國が對外關係を擴張し續けていること。協定調印の数日前、サリム (Hadji Agoes Salim) が、一九四七年三月二十三日に開かれたニューデリーのアジア問題會議 (Inter-Asian Relations Conference) のインドネシア代表團の首席としてジョクジャカルタを飛行機で發つた。協定調印二日後に、シャリル首相もまたニューデリーに向つた。シャリルは二週間後、タイ、シンガポールを経由してバタヴィアに歸還したが、サリムはインドに留つて活躍を續けた。その結

リンガジャティ協定について (3)

六五 (四七三)

果、六月始め迄に、エジプト、シリア、イランは、すべて共和國に事實上の承認を與えた。そして六月十日にカイロで、サリムとエジプト首相パシヤ (Nokrashy Pasha) は、各々の國の間の友好條約を調印した。シリアも間もなく之になつた。このサリム使節の仕事は共和國側からみれば「幸先よい成功 (auspicious success)」であつたが、オランダの見解によれば、共和國のインドと中東における外交的活動は、リンガジャティ協定の由々しい違反であつた。オランダが共和國に與えたのは事實上の承認であり、法律上のもではない。そして外交關係は法律上の承認を必要とする、というのがオランダの見解である。要するに承認形態においてオランダは、「事實上」と「法律上」の區別を重要視しているのに反し、共和國側の意識ではこの區別は稀薄だつたのであろう。

第二、一九四六年十月十四日の休戦協定違反。リンガジャティ協定成立後においても、共和國側の境界線の浸透、オランダのパトロールが共和國軍隊 (T. R. I. Tentara Republik Indonesia) による傷害、機關銃の射撃をうけたことについての無数の事例が報告されている。しかしこの休戦協定違反については、共和國側からも同じようにオランダ側の違反を去々しているのである。オランダ軍と T. R. I. の部隊が、相互の二三百ヤード内をパトロールを行動させているような處に生じる數え切れない小さな衝突においては、どちらが先に發砲したかを決めることは明らかに不可能であつた、といわれる。したがつ

てこの點に關しては兩者結局水かけ論に了るであらう。

第三、無數の陰謀事件。實際、共和國においては政府の政策に對する多くの反對派があつたし、各武裝集團はシャリフデインの努力によりT・R・Iに統一されたとはいふものの、時々には共和國政府の統率及ばず分裂したことは事實である。オランダは、このような事例を、共和國がリンガジャティ協定を一時的手段としてみており、眞の共和國の意圖は、協定の中に計畫された連邦構成をサボタージュすることであると感<sup>3</sup>じたのである。

要するに、共和國側は、オランダは傳統的分割統治という植民主義の復活を策しているとして、オランダ及び世界の輿論に訴えた。オランダは、共和國は無秩序な混亂状態にあり、リンガジャティ協定履行の意志も能力もないと主張している。共和國の治安状態が悪いということについては、オランダ軍隊が撤退しないから治安が悪いのか、オランダ軍隊によつて維持されなければならぬほど共和國が無能であるのか、双方の主張は喰いちがう。共和國は、協定第一條により共和國政府の事實上の權威が認められたジャヴァ、スマトラよりオランダ軍が撤退すれば、第十四條に關して、共和國領内の外國人財産は戦前の正當な所有者に次第に返るであらうという。オランダは、まず共和國によつて第十四條履行の意志と能力が示されれば、軍隊を撤退させるといふ。經濟状態に關しても、オランダが海上封鎖をしているからインドネシアの状態が悪いのであるか、共和國

政府のみでは秩序が維持できないからオランダの統制を要するのであるか、結局卵が先か鶏が先かという議論に歸着する。協定履行不可能の根本には相互の不信があつたのである。凡そ協定が遵守されるためには、相互の協力の意志が不可欠である。これがなければ、如何に協定自身が政治上職人的功妙さを以て作られていても、履行不可能な紙上の計畫に終らざるをえないのである。

協定調印直後既に、この協定は獨立も、經濟的壓力からの早期解決も齎らさないであらうという確信がインドネシアに廣まつたといふ。この感情はその後のオランダの行動により悪化する一方であつた。他方、オランダ本國においては、先に觸れた王國維持委員會のような右翼が、インドネシアでの總合委員會就中スヘルメルホルンとモークの活動を牽制する。このような状況下に協定の空氣は次第々々に失われていつた。

一九四七年五月二十七日に總合委員會は、共和國代表に最後通牒をつきつけた。これは他の構成諸國と王冠の代表と共に、インドネシアに假連邦政府(Interim Federal Government)を構成しようとするものである。この政府は、第一に、連邦業務を組織し、第二に、この政府の下に未來の對外關係のために對外關係委員會(Council for Foreign Affairs)を作る。この委員會の構成は、東インドネシア及びボルネオから各一名、計二名のインドネシア代表と、議長を務めるオランダ外務省極東支局の代表とである。第三に、敵對行為中止のために國內安

全保障統合幹事會(Joint Directorate of Internal Security)を作る。そして混合編成の警察隊の助力によつて法と秩序を維持する。第四に、輸出入、對外關係の全事項に司法權をもつ統合經濟行政委員會(Joint economic Administrative Commission)の設定。この構成は、オランダ、共和國、東インドネシア、西ボルネオ代表及びオランダ所有のジャヴァ銀行總裁である。

このオランダの提案に對して共和國側は、オランダが武力行使をするのではないか、ということに關連して非常に懷疑的であつた。第一に、未來の連邦國家を構成するために、オランダと共和國が協力する、というのではなくて、オランダとインドネシアの種々の政治的實體との間の協力である點が不満であつた。畢竟統一主義と連邦主義の問題である。第二に、國內安全保障幹事會が重武裝のオランダ軍隊が共和國領に進出する手段として用いられることを恐れた。第三に、經濟問題についてのオランダの提案は、共和國領からの輸出が、ジャヴァ、スマトラ、マドラよりもむしろ、東インドネシア、ボルネオというオランダ支配地域の經濟的復興促進のために用いられることを恐れた。第四に、假政府における王冠の代表とオランダ外務省の優越は、假政府の對外關係が共和國を弱化するよう導びかれることを恐れた。かくして連邦と協力についての不一致が依然基本的問題だつたのである。

共和國の反對提案は六月七日(ウォルフによれば八日)にオ

リンガジャティ協定について(3)

ランダ側に屈した。それは五月二十七日の總合委員會の提案の實質的拒否となるほど多くの條件と制限を附したものであつた。モークは之を「殆んど全般的に否定的且つ不満足」なものであつたと述べている。しかし之にはシャリルの、合同假政府を受容するという個人的聲明書が附されてあつた。これはシャリルのオランダとの交渉政策が、共和國内の過激派から壓迫を受けたことの證でもある。事實六月末には、シャリルは共和國内各派の非常に強い反對に遭遇したのである。シャリル政府がなした讓歩に對して、左翼は、非常に批判的であつたが、保守黨もまたこの協定に反對の意を表したのである。即ち六月二十五日は、マッシュミ黨の總裁スキマン博士(Dr. Soekit Bah)は、彼の黨が、シャリルを逐い出す可能性のあることを云々した。P・N・I(Partei Nasional Indonesia・インドネシア國民黨)とマッシュミは讓歩に強く反對であり、左翼のジャップ・キリは六月二十日及び二十三日の讓歩に對して、二十六日に否認の票を投じた。シャリルは六月二十七日に辭職した。スカルノ及び再びシャリル政黨支持に戻つたジャップ・キリはシャリルの内閣復歸を求めたが、彼は肯んぜず、七月三日シャリフッディン内閣が成立したのである。しかし新内閣はシャリル内閣の線を踏襲したので、以前と同じ基盤の上でモークとジャリフッディンは多數の覺え書交換したのである。この間アメリカ合衆國の干渉もあつた。「合衆國はインドネシアの發展に必然的に關心を拂わねばならない。何故なら、經濟的に

も政治的にも世界の安定の一要因としてインドネシアは重要だからである。こう述べてアメリカは双方に、この最後提案受諾を勧告した。アメリカはリンガジャティ協定が履行されるようになれば、國土の經濟的復興のための財政的援助の可能性を示唆したのであるから、ドルの力による干渉とみてもよいであろう。

しかし事態は好轉せず、鬭争の場合には焦土戰術を採ることが共和国により宣言され、境界地帯及び内部で破壊行動が非常に増加した。そして遂に七月二十日に、モークは共和国代表に對して、オランダ政府は、もはや休戦協定及びリンガジャティ協定に自らを拘束されるとみなさない、そして行動の自由を再びとると宣言した。同時にオランダ本國の首相ベール博士(Dr. Louis J. M. Beel)は、副總督は「警察行動」をとるべき権限を與えられた、しかしリンガジャティ協定による立案はオランダ政府の政策の變らざる目的として残り、共和国を破壊しようとするものでないと放送した。かくして七月二十一日(トムブソンによれば二十日)ジャヴァ及びスマトラで、オランダの警察行動が境界線をこえて國内を掃蕩しはじめたのである。

### B オランダの實力行使の決意の背景

あくまで共和国側との交渉によつて、事態を落着させようと努力してきた總合委員會、殊にファン・モークが何故實力行使を決意するようになったのであろうか。政治的原因としては、

い。植民地の叛亂を鎮壓するための軍事費が過大で、本國の財政に破綻を來すというインドネシアの状態は、フランスのインドシナにおける状態に酷似している。事實、フランスは、インドシナにおけるホー・チミン軍との鬭争の經費に耐えられず、現在ではアメリカの武器彈藥援助によつて鬭争が繼續されているのである。しかしこのような植民地放棄論を生ぜしめるような經濟的壓迫が、逆にインドネシアにおいては軍事行動をとらせたというウォルフの見解は正常であらうか。

ファン・モーク自身は、過去の植民主義の時代は終り、本國と舊植民地との間の關係に新しい組織形態が作られなければならない、という思想を抱いていたことに間違いないであらう。「ファン・モーク自身の心中では、七月二十一日の行動は、決して植民主義の復活を企圖したものでないことは疑いない」というウォルフの見方は正しいように思う。ファン・モークの、植民主義時代は終つたという考え方に對しては、オランダ内に嚴しい批判があつたが、しかし交渉が長びけば長びくほどオランダの經濟的地位は弱くなる、という考えについては、保守派、進歩派一致していたと思われる。インドネシアは現在混亂状態にある。秩序が回復すれば、その時結ばれるオランダとの關係について異論があるにせよ、とにかく何らかの經濟交渉ができる。保守主義者のプランによれば、舊來の植民政策による利益がオランダに歸屬するであらうし、モーク等進歩派の觀點によつても、新しい關係の上で相互間の貿易が行なわれ、オランダ

リンガジャティ協定について(3)

先に觸れたように、オランダ本國よりの壓迫がある。ヘルブランデイ、ウェルテルなどの保守派は元來、斷乎として「叛亂」を鎮壓するよう要求していた。總合委員會の蒙つた經濟的壓迫として、ウォルフは次のような事實を擧げている。勿論之は總合委員會のみが蒙つたわけではなく、本國の經濟的窮迫が、總合委員會に壓力をかけたものである。オランダのインドネシア再占領以來二カ年の間に、貿易、特に輸出の回復は何のみみるべきものもなかつた。一九四〇年における、蘭領インドからの石油製品輸出は、平均一カ月に五〇萬トン以上であつた。一九四六年と四七年上半年期においては零である。一九四〇年のゴム輸出は、一カ月四萬トン以上であつた。それが、イギリス及びオランダ占領十二カ月間には一カ月平均、六〇〇トン以下であつた。他方オランダ軍隊の維持費は一日三〇〇萬ギルダー(大體一〇〇萬米ドル)以上であり、之がオランダの財政から支出された。オランダの貿易バランスに對して、かつてプラスであつた蘭領インドの價値は今や極めて低くなつたのである。

植民地の經營費と、植民地より上る利潤とを比較して、後者の方が少なければ當然、植民地放棄論がおこる筈である。植民地より上る利潤は、一部少數階級、即ち金融資本家に歸屬し、國民所得にとつてはプラスとならない、というのがホブソン(J. A. Hobson)の帝國主義論の考案である。インドネシアの場合は、戦後のこのような状態においては、植民地よりの利潤は、利潤そのものがないのであるから、金融資本家の手中にも歸屬しな

の經濟的窮迫は救済されると豫想されたであらう。

更に考えられることは、軍事費の増大といつても、當時、既に武装したオランダ軍隊がインドネシアに存在したのである。之を使用して一擧に事態を收拾すれば、その後は軍事費も削減できると豫想された。六月末に、インドネシアにおけるオランダ軍隊は約十萬九千であり、副將軍スポール(Lt. General H. H. Spoor)の指揮下にあつた。彼らは強力で、よく訓練され、十分な裝備をもち、機動力あり、機械化された軍隊であつて、第一線の空軍と海軍に支援されていた。しかし兵員の損害と喪失した兵器を補償するストックは比較的少なかつたといふ。一度軍事行動を起せば二―三週間では平定できると思つていた彼らが、早く行動を起して早く故國に歸りたがつていたことは十分首肯できる。制限された行動ではなくて、全インドネシア共和国の完全な掃蕩を計畫していたスポール將軍が、ヘルブランデイに、「有能な軍人、スポール將軍の大膽な見解」とほめられていたところをみれば、軍部が行動を欲したことは明白である。實際に行動を起した結果は、共和国側のゲリラと焦土戰術による抵抗から推して、もしもこの敵對關係を繼續していつたなら共産圏から直接の支援はないにせよ、インドシナの二の舞になる可能性は非常に濃かつた。従つてそれから後に、軍事費過大による植民地放棄論が出てくるだらうと思われるが、「オランダの軍事力は、ピークにあるが、オランダの經濟的資源は底を ついていた」という状況は、オランダに直ちに軍事行動をとら

六九 (四七七)

せる根源となつたと思われる。  
 経済的壓力と政治的壓力とが重なつて、ベール首相とヨシクマン海外領土相とは、總合委員會と決定的會談をするために、バタヴィアに赴いた。この時までには、モーク自身は事態の経済的危急のために力が用いられなければならないことは殆んど確實だと信じていた。<sup>(10)</sup>とウォルフは述べている。彼によれば總合委員會の議長で、労働黨であるスヘルメルホルンだけが本來の線を主張した。そしてもし軍事行動がカトリック労働黨連立政府の分解とベール内閣の没落を意味しないなら、これには彼の支持が必要であつた。しかしベールとヨシクマンが五月末オランダに歸つた後、スヘルメルホルンも、もしオランダの最後提案が共和国によつて十分受容されないならば、その結果オランダ政府の警告する如何なる行動にも反対しないということ認められたのである。

忍耐強く交渉を進めてきたファン・モークが何故、突然強力政策を支持するようになったのであるか。ウォルフは、このモークの變心の原因を彼の落膽に歸している。彼がオランダ本國の強い反對を押し切つて、長い間努力してきたリンガジャティ協定が調印以後何の效果をも生みさうがない。彼の政策に對する批判と協定履行の困難によつて、彼は、協定の概念と方針である相互的基盤においてよりも一方的基盤の上において履行がより効果的になしうると決定したことは明瞭だとしてゐる。しかし相互的協定は一方的に履行されることはできない。モー

クの本來の精神の統一性にも拘らず、彼の後の行動と公的聲明は、彼自身の思想の失敗を示した、というのがウォルフの批判である。<sup>(10)</sup>ヘルブランドは、ベールとヨシクマンがバタヴィアに着いた時「モーク自身は改心したという徴を示した」と記している。しかしヘルブランドによれば、モークの改心は、彼が政治的センスをもつていた故の改心である。即ち、彼は本國の自己の政策に對する批判と、それによつて自己の地位の危いことを知つたからだといふのであろう。「副總督モークの忍耐さえつきた」と別の箇所では云つてゐる。しかしモーク自身は経済的壓迫についても政治的壓迫についても、彼自身の思想の敗北についても何も觸れていない。彼は、シャリル、シャリフッディンに對しては十分尊敬を示しながらも、強調するところは、インドネシアの無秩序、混亂と破壊活動、反オランダ事件の瀕發である。「内科的方法は失敗した。患者を無法とテロリズムという痛から救うために必要なものは外科手術である。」<sup>(11)</sup>彼は簡単にこう述べてゐるだけである。

七月二十一日におこされた所謂警察行動により、八月四日休戦に至るまで、共和国はジャヴァ、スマトラで非常な領土の損失を蒙つた。政府はゲリラの準備すると共にシャリルは世界の同情を集めようとした。彼はレークサクセスに飛んで、國際連合安全保障理事會に提訴することに成功したのである。

(11) Wolf; The Indonesian Story, p. 110.  
 (12) Ibid., p. 113.

9 結論に代えて

- (3) Ibid., p. 114.
- (4) Thompson & Adolf; Left Wing in Southeast Asia, p. 178. 邦譯一九二頁
- (5) Mook; The Stakes of Democracy in Southeast Asia, p. 241. & Wolf; op. cit., p. 118.
- (6) Wolf; op. cit., p. 123. & Thompson & Adolf; op. cit., p. 178. 邦譯一九二頁
- (7) Mook; op. cit., p. 224.
- (8) Ibid., p. 243. & Wolf; op. cit., p. 130.
- (9) Wolf; op. cit., p. 119.
- (10) Ibid., p. 131.
- (11) Ibid., p. 132.
- (12) Gerbrandy; Indonesia, p. 151.
- (13) この點については、ヘルブランドは強氣であつて、オランダ軍は軍事的にこのことが可能であり、しかも解放されたインドネシア大衆は、オランダ軍を歓迎するだろうと云つてゐる。(Ibid., p. 151.) 彼によればオランダの軍事行動を失敗させたものは、國連安全保障理事會の干渉と、之を受容したベール内閣の弱腰だけである。
- (14) Wolf; op. cit., p. 128.
- (15) Ibid., p. 118.
- (16) Gerbrandy; op. cit., p. 147.

リンガジャティ協定について(3)

國際連合におけるオランダとインドネシア共和國との争いは、複雑な國際情勢を反映しながら遂に共和國の勝利に終つた。<sup>(1)</sup>一九四七年八月二十五日に安全保障理事會の決定によりインドネシア問題調停のため組織された、第三者的性格をもつ「グッド・オフィシズ委員會 (Good Offices Committee)」は、四八年一月十七日にアメリカ輸送船レンヴィル號上で、オランダ、共和國双方をして「レンヴィル協定 (Renville Agreement)」を調印させるのに成功した。しかしこの協定も根本的矛盾を解決せず、共和国内では、この協定においてオランダ側に叩頭したという理由でシャリフッディン内閣は調印後一週間で辭職した。モークも同年八月に辭職した。リンガジャティ協定成立からレンヴィル協定を通じて、オランダの基本的主張は、第一、インドネシア合衆國とオランダインドネシア同盟が成立するまでは、オランダ政府はインドネシア全域に互つて主權をもつ。第二、オランダ政府との關係において、共和國は、法的な對等なものとしてではなく、未來のインドネシア合衆國の指導的部分として取り扱われる。之に反して共和国は、第一、自らをインドネシア・ナシヨナリズムの唯一の眞正な代表とみなしてゐる。第二、リンガジャティ協定の條件の下に且つ國際連合の前に、主權國家としてある種の承認を得たものと信じていた。<sup>(2)</sup>かくて共和国の活動は、外交關係を擴張し續け、軍隊を

維持し、非共和國地域に政治的浸透をはかることに向けられた。これらはずべてオランダの主張と正面衝突したのである。

その後の経過を簡単に記せば、一九四八年十二月十八日にオランダの第二次警察行動、再び安全保障理事會の干渉、四九年五月七日のバタヴィアでの協定を経て、八月二十三日からハーグにおいて圓卓會議(Round Table Conference)が始つた。そして遂に十一月二日に、インドネシアについての完全な主權が、オランダからインドネシア合衆共和国に無條件且つ變更できないように移讓されること、又、オランダ領インドネシアの國際的同盟の構造が決定された。主權の移讓は四九年十二月二十七日に行なわれた。その後一九五〇年八月十七日に、インドネシア合衆國は連邦國家より統一國家に變つた。既述のように一九四九年初め以來、共和國民族主義者と連邦主義者との間に統一が發展して來たため、オランダは連邦國家樹立の主張の根據を失つたのである。このようにしてインドネシアは益々オランダの希望するところから離れていつた。ネールにより「ただ辛いに、ついに正しい意見が通つてインドネシアのナシヨナリズムは支持を得て、勝利を収めることができただけであります。」と簡単に云われているところである。これがリンガジャティ協定の失敗の結末であるが、最後に若干の結論めいたものを抽出してみよう。

リンガジャティ協定は、オランダの關領インド副總督フア

ン・モークの思想の表現である。そしてモークはスヘルメルホルン、ローヘマン等と共にオランダの自由主義者、或いは進歩主義者とも云うべきグループに属している。そしてこの協定が植民本國と植民地との關係において、植民地に對する政治的讓歩であることは明瞭である。その點においてイギリスのエムパイアよりコモンウェルスへという方式と同様である。ウォルフは「合法的オランダ企業再開の保障の代りに與える政治的讓歩の自由な即時の承認の原理は、元來リンガジャティにおけるオランダの政治的戦略の背後の強力な動因であつた」という。オランダのこの協定支持者が、戦前のインドネシアの經濟的價値と現實の利用不可能な状態に着目して、政治的讓歩よりも經濟的利害の方がより重要であると判断したことは理解し得ることである。しかしそれでは彼らが政治的讓歩の代りに如何なる形で經濟的關係の回復、維持、強化を考へていたかは明らかでない。第二次大戰後に特徴的な植民政策の新形態として半植民地がある。從屬國に名目的に獨立政府を確立し、實際には帝國主義國が支配する。即ち上部構造においては後退しながら下部構造においては支配關係を維持し、強化するという方式である。インドネシア問題においてリンガジャティ協定は確かに上部構造における後退ではあるが、下部構造においては如何なる強化がなされようとしたかは明確ではない。

インドネシアにおいては他の東南アジア諸地域に比べて比較的容易に、且つ完全に獨立が成就された。その理由として日本

の影響が最も効果的だつたということと共に、植民本國が弱體であつたということが重要と思われる。オランダ本國が經濟的、軍事的に弱體であつたため、植民地の民族運動に讓歩しないわけにはいかなかつた、ということもあるが、それ以上にオランダが他の諸國から政治的經濟的壓力を受けたということが特徴的である。最大の壓力はアメリカから來たと思われる。それ自身獨占資本の支配している國であるが、それが他の帝國主義に從屬している場合に、從屬帝國主義という言葉が使われるならば、オランダは從屬帝國主義國ということになる。しかしここで直接問題となるのは從屬帝國主義國の民族運動ではなくて、從屬帝國主義國の植民地の民族運動が、支配帝國主義國(そのような言葉があるとすれば)の支援をうけ、從屬帝國主義國はその植民地を放棄しなければならなかつたという事實である。從屬帝國主義國內部でも労働者階級は植民地の民族運動を支援するという理論はインドネシア問題においても、オランダの労働黨、共產黨は常に、程度の差こそあれ共和國に對してその獨立を支持し、或いは少なくとも共和國に對し友好的態度を採つたことによつて實證される。しかし民族主義の直接の相手はオランダ帝國主義であるが、その背後にあるべき國際獨占資本、アメリカは少なくとも國連干渉の際には民族運動を援助したのである。この點は特殊な例として注目される。

世界政治場裡において國際獨占資本に對抗する國際共產主義は如何であろうか。ソヴェト連邦は略々一貫して共和國を支持

リンガジャティ協定について(3)

した。モークによつても「クレムリンの十三人」と鐵のカートの兩側の衛星諸國は東南アジアに進展している事件について自身自身の考へと意向をもつていふことは、十分明瞭となつた。彼らはたしかに超人ではなく、他の人間と同じように過誤を犯すものである。しかし彼らの戰術が如何に變り、失敗するとしても、彼らは一貫した戰略という利益をもつていふ。實際オランダの共產黨もインドネシア獨立を主張する點でソ連と歩調を合わせていた。しかし安全保障理事會ではソ連はオランダに反對する點ではアメリカと同じ立場であつたが、アメリカに對しても攻撃を浴せたのである。オランダの好戰癖をあふつて警察行動を採らせたものはアメリカであるとし、共和國に對するオランダの最後通牒はアメリカ製であるとする。「インドネシアの都市を攻撃したオランダ軍隊は、最初にイギリス・アメリカの教官によつて訓練され、それからイギリス・アメリカの武器で裝備された……」ここでのアメリカがオランダ側を援助しているという非難はある程度眞實ではあるが、ソ連は更に共和國に休戰協定を調印させたのも米・英帝國主義者であるとする。オランダの休戰協定調印がアメリカの壓力であることは明瞭だが、イギリスは國連安全保障理事會にインドネシア問題干渉の權利がないというオランダの意見を支持していた。そして休戰協定は共和国の自ら望んだものではなかつたのか。第一次警察行動當時の共和国内閣は共產黨のシャリフッディンが首相であつた。ソ連側はシャリルの政策を降服主義者とし、

七三 (四八一)

之に反してシャリフッディンを抵抗運動の指導者としながら、シャリフッディンがシャリルの外交政策を踏襲したことには何等觸れるところがない。したがってシャリフッディン内閣がそのなした「讓歩」を極端分子から攻撃されて退陣した事情については、讓歩は一時の戦術となされたが、これは反動連と降服主義者の手を自由にし、反動がシャリフッディンを退陣させたのだとしている。このソ連のシャリフッディン辯護のために見解は若干無理を伴うように思われる。しかしその後成立したハッタ政権は、之を親米的と明確に規定し、ハッタ政府は腐敗ブルジョアジーと大地主によつてのみ支えられ、植民主義者(Coloniser)との取引を遂行したと指摘している。<sup>(9)</sup> ここにおいてハッタ政府は反民族的であつて人民と對立しているわけである。<sup>(10)</sup> アメリカ帝國主義は舊植民地に對し、以前の所有者の獨占を破壊し、分捕品の分前を得るために傳統的な「門戸開放」の要求をつきつけた。變裝された支配形態、半植民地政策の第一歩は、まず「よき民族主義指導者」を見出すことであつた。インドネシアではハッタとスカルノにこのような指導者が見出されたのである。

しかし實際にインドネシア・ナショナリズムの擔い手を分析し、この性格を決定することは困難である。インドネシア共和國の獨立は民族革命の達成と稱されるであろうか。革命とは政治的權力が一階級から他階級へ移ることであるならば、これは正しく革命である。しかも舊階級と新階級が民族を異にする點

で、プリントン(Grane Brinton)の分析したような革命とは異なる。ブルジョア革命においては、第一に封建的土地所有が崩壊する。封建的土地所有關係を如何に否定するかは國によつて異なるが、ともかくも社會の經濟的發展の根幹たる富の形態が土地から貨幣に移らなければならない。第二に産業資本の支配し得る社會に必要な基礎條件が作られる。換言すれば封建社會の身分制が否定され、市民的法秩序ができる。第三に、第一、第二を擁護、確立する市民的政治形態、民族國家が形成される。これら三つは夫々、資本主義、民主主義、民族主義に對應するものと云えよう。インドネシアの民族革命はこのような社會革命を伴つたであろうか。純粹の農地改革は始められなかつた。このことはスカルノ、ハッタの階級的背景からも推測される。經濟計畫としてはガニ博士(Dr. Gani)の十ヶ年計畫があつた。一種の計畫經濟であり、外資導入の必要は認めるが、それが獨占を生ぜしめることに警戒する。工業化が企圖されているが、それは農業の代替物ではなくて補足物として計畫される。農産物を輸出して工業化に必要な資本を得るといふ方式であつて、長期的には、ジャバはインドネシア自給のために米を生産し、スマトラは輸出用農産物を生産する。つまり社會主義的政策である。ここに取り扱われたリンガジャティ協定成立前後の計畫はこのようなものであつた。<sup>(11)</sup> インドネシアの民族革命は、中共の人民民主主義革命の場合のように、プロレタリアート指導のブルジョワ革命と斷言することはできない。インド

ネシア・ナショナリズムの擔い手は單一の階級から成つてはいない。その時、如何なる階級が支配的であつたかを分析することが必要である。岡倉古志郎氏は、「古い帝國主義」は植民地や從屬國を支配する場合に半封建的要素を利用する。第二次大戦後の「新しい帝國主義」は半封建的要素よりもむしろ民族大ブルジョワジーに依據することを指摘されている。<sup>(12)</sup> 岡倉氏はソ連側の見解と同じく、インドネシアのスカルノ・ハッタ政権も民族ブルジョアジーであると斷定されている。このように規定すれば、インドネシアの辿つたコースは、オランダの植民地よりアメリカの半植民地へ、というコースであつた。しかしアメリカの半植民地へというコースはこの資料からは明確に跡づけることはできない。ただ云い得ることは、前半のオランダの植民地から獨立國へ、というコースも、インドネシア内部、オランダ内部の情勢、更に國際的勢力關係に大きく影響されながら辿られてきた曲折の坂道であつたというだけである。そしてリンガジャティ協定はこの道程に生みだされたオランダ植民政策の新しい形態に脱皮し損ねた殘骸なのである。(完)

(一九五三年一月)

- (1) これについては拙稿「國際關係下のインドネシア問題」世界經濟一九五三年六月號を参照されたい。
- (2) Milles, New World in Southeast Asia, p. 120.
- (3) ジャワハルラル・ネルー「アジアの理解のために」『アジアの民族主義』一〇頁
- リンガジャティ協定について(3)

- (4) Wolf, Indonesian Story, p. 56.
- (5) Perlo, Victor, American Imperialism, 1951 p. 15 ff.
- (6) 鈴木正四「近代史における民族の問題」歴史學研究會編「歴史における民族の問題」九二頁
- (7) Mook, The Stakes of Democracy in Southeast Asia, p. 249.
- (8) Thompson & Adolf, The Left Wing in Southeast Asia, p. 195. 邦譯二〇八—九頁
- (9) レオンチェフ・ルビンシュタイン「現代帝國主義論」下巻四八八—九頁
- (10) Thompson & Adolf, op. cit., p. 202. 邦譯二一五頁
- (11) レオンチェフ・ルビンシュタイン前掲書四八九頁
- (12) Perlo, op. cit., p. 191.
- (13) プリントンが「革命の解剖」(The Anatomy of Revolution)で分析した四つの革命、即ち一六四〇年代のイギリス革命、アメリカ革命、フランス大革命、ロシアにおける最近または現在の革命のうち、ロシア革命を除くはすべてブルジョワ革命である。
- (14) Cf. Wolf, op. cit., p. 80 ff. ガニ計畫の發表は一九四七年四月八日。後にはスミトロ・プランがある。
- (15) 歴史學研究會編「國家權力の諸段階」一三二頁